NPO・ボランティア団体と行政との 協働事業実績調査 (平成29年度分)

調査の概要及び協働事例の紹介

福岡県

目 次

1	価	画	- わけ <i>^</i>	ଚ ।ଏ	Р	O a	∠ 1 ⁻	丁以	_	(U)	1551	IJI	_ `	כ	٠٠	C														
	1	はじめ	りに		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	2	調査の)概要																											
		(1)	ミ施概!	要	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
		(2) 用	目語の 🤊	定義	及	び†	劦偅	力の	形	態	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	3	調査約	吉果																											
		(1) 協	協働件	数		•			-			•				•												•		4
		(2) 協	協働形態	態																										5
		(3) 泪	5動分	野	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		6
	4	協働の)事例																											
		(1)資	資源循 ^理	景プ	[°] □	ジ:	ェク	7 ト	(j	₹>	< N	ΙP	0)																8
		(2)科	8住促:	進イ	べ	ン	ト (市:	×١	۱F	o C)																	1	2
		(3) 罰	2知症-	予防	カ	フ:	エ (町:	×١	N F	P C)		•			•		•	•	•	•		•	•			•	1	6
П	参:	考																												
	1	福岡県	具におり	ナる	Ν	Р	O污	大之	.の	現	状																		2	2 0
		(1) 認	忍証法。	人数	の	推和	侈																						2	2 0
		(2) 洁	5動分	野	-	•		•	-	-	-																	•	2	2 1
	2	調査票	Ę																											
	_	(1) 訂		道 文																									2	2 2
		(2) 訂				記	入伍	il -																						2 3
		\ — / H	1	~~~	_	,	· • 1/																						_	

福岡県内におけるNPOと行政との協働 について

1 はじめに

今日、少子高齢化や県民意識の多様化に伴い、地域でのつながりが薄れ、地域コミュニティの機能は低下しています。こうした中、福祉や子育て、環境問題、安全安心なまちづくりなど人々が公的サービスに求めるものは高度化・多様化しており、行政だけでは、きめ細やかな対応が難しくなっています。

そこで、様々な領域で活動するNPO・ボランティアと企業、行政がそれぞれの役割 分担の下でパートナーシップを形成し、協働することで地域課題の解決に取り組み、共 に地域にとって必要なサービスの提供主体となる共助社会を作ることが求められてい ます。

これらの状況を踏まえ、共助社会の実現に向けて、NPO・ボランティアや企業をは じめ、あらゆる人々が地域課題の解決のために協働を進め、共に支え合っていく必要が あります。

そこで、福岡県及び県内の市町村におけるNPO・ボランティアとの協働事業を把握 し、今後の協働の促進に向けた施策の参考とするため、平成 14 年度から毎年この調査 を実施しています。

2 調査の概要

(1) 実施概要

実施: 平成30年3月

対象:福岡県及び県内60市町村

回答率:100%

調査方法:電子メール

取りまとめた回答一覧はHPに掲載しています。

※福岡県NPO・ボランティアセンターのHP

(https://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/) 内で「協働事業実績調査」のキーワードで検索してください。

なお、掲載している事業は、下記の協働の定義により、県及び市町村において協働事業と判断され、回答されたものです。今後の事業企画及び実施の参考にしていただくため、協働事業の形態を広義に捉えて掲載しています。

(2) 用語の定義及び協働の形態・分野(基本指針及び提言から)

協働という言葉には、統一的な定義がありません。本県では、「協働」を次のとおり 定義します。

協働とは、ボランティア団体・NPO、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること

(出典:平成15年3月「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針(福岡県)」

また、NPOに含まれる団体の範囲についても狭義から広義まであり、使い方は統一されていません。そこで、本県では、NPO・ボランティア団体を次のとおり定義します。

ボランティア団体・NPOとは、不特定かつ多数のものの利益の増進のため、自発的に 社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体

(出典:平成15年3月「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針(福岡県)」

NPO・ボランティアとの協働には、様々な形態が考えられます。それぞれの事業に応じ、最も効果的な協働形態を選択することは、協働事業の可否に関わる重要な要因となります。

① 協働委託

行政がNPO・ボランティアに対し協働になじむ事業を委託する形態 *本県では、NPO等と協働で委託事業を実施する場合を特に「協働委託」と呼び、 通常の委託とは区別して考えています。

② 補助

NPO・ボランティアが主体的に行う公益性の高い事業に対し、その事業等を育成、助長するため金銭等を交付する形態

③ 実行委員会・協議会

NPO・ボランティアと行政で実行委員会・協議会を組織し、主催者となって事業を行う形態

4 共催

NPO・ボランティアと行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態

⑤ 後援

NPO・ボランティアが行う公益性の高い事業に対し、行政の後援名義の使用を認めて支援する形態

⑥ 物的支援(公の財産の使用等)

公益性の高い活動を行うNPO・ボランティアに対し、公共の空き施設を提供することや、活動に必要な物品や用具等を支援する形態

⑦ 人的支援

NPO・ボランティアが行う活動に対し、職員の派遣等を行うことにより支援する 形態

⑧ アダプトシステム

地域に密着したNPO・ボランティアがその地域にある道路や河川などの「里親」になって清掃や植生管理を行う。行政と協定書を結び、行政は必要な用具の貸与や損害保険の負担、活動団体の掲示などを行う形態

9 事業計画段階への参加

事業検討の際にNPO・ボランティアから提案を受けるなど県民ニーズや協働事業 に関する意見を求める形態

⑩ 情報交換・情報提供

双方が持っている情報を積極的に提供し、活用し合う形態

⑪ 指定管理

公の施設の管理運営を委ねる形態

① その他

上記の形態に当てはまらない項目

また、NPO・ボランティア団体は様々な分野で活動しており、特定非営利活動促進法に基づく 20分野についても併せて調査を行っています。

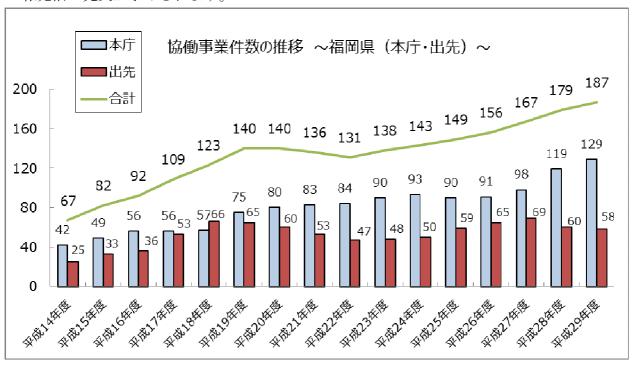
- ①保健・医療・福祉の増進
- ②社会教育の推進
- ③まちづくりの推進
- 4)観光の振興
- ⑤農山漁村・中山間地域の振興
- ⑥学術・文化・芸術・スポーツの振興
- ⑦環境の保全
- ⑧災害救援
- ⑨地域安全
- ⑩人権擁護・平和推進
- 们国際協力
- (17)男女共同参画社会の形成
- (3)子どもの健全育成
- (4)情報化社会の発展
- (15科学技術の振興
- (6)経済活動の活性化
- ①職業能力の開発・雇用機会の拡充
- 18消費者の保護
- (1)1~18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
- 20その他

3 調査結果

(1)協働件数

<県>

平成29年度の協働事業件数は、187件(本庁129件、出先58件)となっており、昨年より8件増加し、着実に拡大しています。今後のさらなる協働への取組のためには、NP0とのマッチング機会の拡大や事業担当職員への協働の理解を深めるための研修・情報発信の充実が求められます。



<市町村>

平成29年度の協働事業件数は、1,715件となっています。件数は年々増加し、順調に推移しており、今後も協働事業が拡大していくことが期待されます。

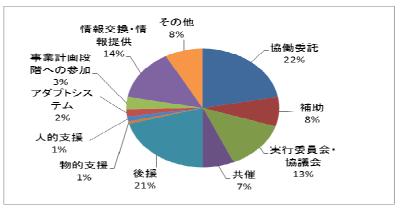


(2)協働形態

<県>

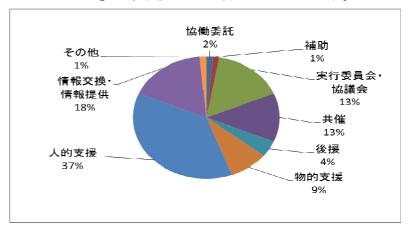
本庁「協働委託」が33件と最も多く、全体の22%を占めています。続いて、「後援」、「情報交換・情報提供」となっています。また、出先機関に比べると、「人的支援」の割合が低いものとなっています。

協働形態(本庁)	
協働委託	33
後援	31
情報交換·情報提供	21
実行委員会·協議会	20
補助	12
その他	12
共催	10
事業計画段階への参加	5
アダプトシステム	3
人的支援	2
物的支援	1
<u> </u>	•



出先 本庁に比べ、「人的支援」の割合が高く、全体の37%を占めています。続いて「情報交換・情報提供」、「実行委員会・協議会」となっています。また、本庁では該当のある「事業計画段階への参加」、「アダプトシステム」が、出先では0件となっています。

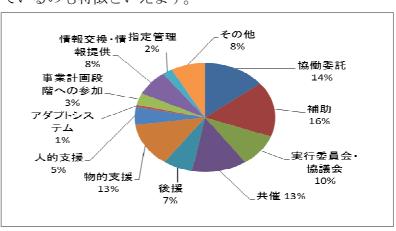
協働形態(出先)	
人的支援	26
情報交換・情報提供	12
実行委員会·協議会	11
共催	9
物的支援	6
後援	3
協働委託	1
補助	1
その他	1



<市町村>

市町村では、県と比較すると「補助」と「協働委託」の割合が高くなっています。また、 「指定管理」が 56 件と多くなっているのも特徴といえます。

協働形態(市町村)	
補助	395
協働委託	344
物的支援	315
共催	305
実行委員会·協議会	232
その他	189
情報交換・情報提供	182
後援	163
人的支援	126
事業計画段階への参加	85
指定管理	56
アダプトシステム	16

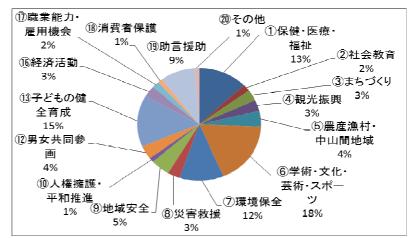


(3)活動分野

く県>

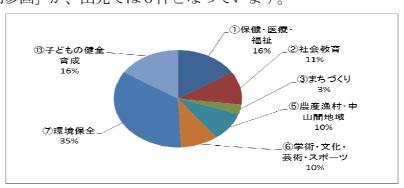
本庁「⑥学術・文化・芸術・スポーツの振興」が 28 件と最も多く、全体の 18%を占めています。続いて、「⑬子供の健全育成」、「①保健・医療・福祉」となっています。また、出先機関に比べると、「②社会教育」の割合が低いものとなっています。

活動分野(本庁)	
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	28
③子どもの健全育成	23
①保健・医療・福祉	20
⑦環境保全	18
⑲団体への助言・援助	14
⑨地域安全	8
⑤農山漁村·中山間地域	7
12男女共同参画社会	6
③まちづくり	5
4観光振興	5
⑧災害救援	5
16経済活動	5
②社会教育	3
⑪職業能力開発·雇用機会拡充	3
⑩人権擁護・平和推進	2
⑱消費者保護	2
200その他	2



出先 本庁に比べ、「⑦環境保全」の割合が高く、全体の35%を占めています。続いて「①保健・医療・福祉」、「⑬子どもの健全育成」となっています。また、本庁では該当のある「⑧災害救援」や「⑫男女共同参画」が、出先では0件となっています。

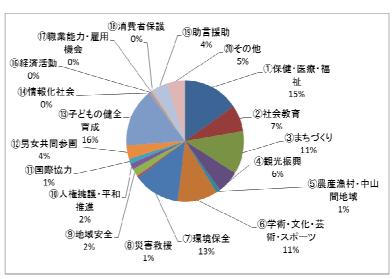
活動分野(出先)					
⑦環境保全	22				
①保健・医療・福祉	10				
③子どもの健全育成	10				
②社会教育	7				
⑤農山漁村·中山間地域	6				
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	6				
③まちづくり	2				



<市町村>

市町村では、県と比較すると「③まちづくりの推進」の割合が高くなっていますが、「③ 子どもの健全育成」「①保健・医療・福祉の増進」「⑦環境保全」に関しては県と同様、高い割合を占めています。

活動分野(市町村)					
③子どもの健全育成	308				
①保健・医療・福祉	305				
⑦環境保全	251				
③まちづくり	227				
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	219				
②社会教育	140				
④観光振興	120				
②その他	98				
⑲団体への助言・援助	86				
⑫男女共同参画社会	73				
⑨地域安全	43				
⑩人権擁護・平和推進	31				
⑪国際協力	25				
⑤農山漁村・中山間地域	23				
⑧災害救援	10				
⑱消費者保護	8				
⑪職業能力開発・雇用機会拡充	7				
⑥経済活動	6				
⑭情報化社会	5				
⑤科学技術	1				



4 協働の事例

ここに掲載している事業は、過去に実施された協働事業のうち、県、市、町それ ぞれ1事業ずつを抽出しています。

関係各位におかれましては、具体的な事例を知ることで、協働の始め方や進め方、 協働相手との関係作りなど、実際に協働する際の参考としていただければ幸いで す。

まずは、遠賀・中間地域の可燃ごみ減量という課題に対し、生ゴミを堆肥化できる「ダンボールコンポスト」の普及に取り組む団体を紹介します。県と遠賀・中間地域の1市4町からなる「遠賀・中間広域連携プロジェクト会議」と協働してダンボールコンポスト活用講座や講師を担う人材育成に取り組んでいます。

(1)県 ■事業名:資源循環プロジェクト

■協働のパートナー

行政:遠賀・中間広域連携プロジェクト推進会議

(福岡県企画・地域振興部広域地域振興課

・中間市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町)

NPO : NPO 法人循環生活研究所

2つ目は、久留米市への移住促進に関する取組「移住促進イベント」を紹介します。移住体験事業等を通して、久留米の魅力発信を行うとともに、その人にとって本当の「住みよい暮らし」を考えていく取組です。NPO視点でみる協働の重要性にも触れていきます。

(2) 市 ■ 事業名:移住促進イベント

■協働のパートナー

行政: 久留米市シティプロモーション課

NPO : 久留米移住計画

最後は、久山町で認知症予防の取り組みを行う団体を紹介します。認知症予防を効果的なものにするため様々な工夫を凝らし、参加者の健康を心身ともに支えています。今回は、団体の活動内容と行政の関わり方をインタビュー形式でお送りします。

(3) 町 ■事業名:認知症予防カフェ

■協働のパートナー

行政:久山町健康福祉課 NPO:NPO法人やまぼうし



資源循環プロジェクト

協働期間

役割分担

平成23年4月~ 継続中

行政 : 広報 会場調整

NPO : 企画 運営

協働のパートナー

行政 : 遠賀・中間広域連携プロジェクト推進会議

(福岡県企画・地域振興部広域地域振興課

·中間市·芦屋町·水巻町·岡垣町·遠賀町)

NPO : NPO 法人循環生活研究所

背景と課題

遠賀・中間地域は、可燃ごみの焼却処理を北九州市に委託していることからゴミの減量化が地域の共通課題となっています。そのため、可燃ごみの中でも特に排出量の多い生ゴミの削減を目指し、平成23年度からダンボールコンポストを活用した生ゴミの堆肥化に取り組んでいます。小学校や地域住民を対象とした講座を展開するほか、継続的に普及活動を行うため、講師を担う人材育成にも取り組んでいます。

ダンボールコンポストとは?

微生物の力で生ごみを堆肥に変えることができるリサイクル方法のことをいいます。

においが少なく、水分調節が簡単で、ベランダでも取組可能なため、初心者でも気軽に始めることができます。また、完成した堆肥は、家庭菜園やガーデニング等に活用できる上に、一定期間保存が可能なため、必要に応じて使用することができます。ゴミを減らすことから一歩進んだゴミを「活かす」仕組みです。



事業の概要

協働で主に以下の事業を行っています。

- ○生ゴミ堆肥づくりと学校菜園こども講座
- ○ダンボールコンポスト活用講座及び地域リーダー養成

事業について

生ゴミ堆肥づくりと学校菜園こども講座

遠賀・中間地域の小学校を対象に、ダンボールコンポストを使用した子ども向けの堆肥づくりの 講座を行っています。

○講座の構成

①導入授業

コンポストの利用方法について学習します。約2週間後に講師が訪問してコンポストの状態 をチェック、子どもたちはアドバイスを受けます。

②堆肥づくり授業

約1ヶ月間生ゴミの投入を行ったコンポストの状態を観察・比較します。振り返りとまとめを行うことで知識を定着させることができます。その後、堆肥の熟成方法について学び、この日から子どもたちは堆肥の熟成に入ります。

③堆肥の活用授業

完成した堆肥を使ってプランターに花の苗を植えます。毎年、植栽したプランターは公共施設等に設置して、地域住民に取組をPRしています。



ダンボールコンポスト利用講座及び地域リーダー養成

ダンボールコンポストの周知を図るため、住民を対象としたダンボールコンポストの利用講座を開催しています。これと併せて講座で教える地域リーダーを養成することで、地域の資源循環の継続的な取組を支えています。

○講座の様子

ダンボールコンポストの使い方、堆肥の熟成、完成した堆肥の使い方について実物を用いながら 分かりやすく説明を行っています。また、アフターフォローとして、ダンボールコンポストに関する悩み相 談や、よりよい堆肥作りを行うためにコンポストの状態チェックも行っています。





ダンボールコンポストに興味を持ってもらうため、実物を用いて説明しています

○地域リーダー養成について

平成25、26年度にダンボールコンポスト普及に意欲のある地域住民がNPOの養成講座を受け、その後もNPOの指導を受けながら、実践を積み重ねてきました。平成30年度からは、地域リーダーが講師となり、地域住民へダンボールコンポストの周知を行っています。NPOが地域の人を育て、育った人材が更に地域の人へ知識の普及を図るという広がりができています。





前回の改善点を協議する等講座のブラッシュアップを行います

協働ポイント・エピソード

協働のきっかけ

N P O法人循環生活研究所が参加したフリーマーケットにおいて、ダンボールコンポストの紹介を行っていた際、環境問題の対策についてアンテナを張っていた県担当者の目に留まったことが事業開始のきっかけとなりました。その後、事業計画を作る段階から一緒に行っています。

協働のポイント

基本的な役割分担としては、N P Oが企画や講座の実施(平成30年度は地域リーダーへのアドバイス)、福岡県が、会場確保や広報等を担当していますが、各々の役割に完結するのではなく、N P Oと行政がお互いに意見を言える関係を構築することで、より効果的に事業を実施することができています。ダンボールコンポスト利用講座に関する地域リーダーとの打ち合せの場においても、県の担当者が入り、一緒に今後の方向性を考えています。

広報チラシ一つをとっても県に一任するのではなく、NPOが修正点や課題点を積極的に伝え、そういったことで行政側もNPOならではの価値基準、考え方に触れることができるなど、お互いにとって有益な関係を築くことができています。



移住促進イベント

協働期間

平成 27年11月~ 継続中

協働のパートナー

役割分担

行政 : 久留米市総合政策部

行政 : 広報 企画 会場運営

シティプロモーション課

NPO:企画、運営、実施

NPO: 久留米移住計画(任意団体)

事業のきっかけ

久留米市の魅力発信に取り組む人たちで結成された「ちえつくプロジェクト」。このプロジェクトのメンバーは、久留米絣デザイナーやアパートの大家さん等、それぞれの立場で活躍している人たちが集まり、久留米市の魅力発信のための取組を行っています。そのような中、都市部の I ターン、U ターンを経験したメンバーからでた声が「福岡県外の人たちに、もっと久留米市は住んでいて楽しい街ということを伝えたい」ということでした。そこでプロジェクトメンバーで「久留米移住計画」を立ち上げ、久留米市シティプロモーション課とタッグを組み、東京でのプロモーションイベントや久留米市のトライアルスティを実施する等、暮らしの魅力発信に取り組んでいます。



ちえつくプロジェクトって?

「まちなかの知恵と知恵をくっつける」ことができると面白いんじゃないかと、20~40 代の地域の人たちが声を掛け合った結果、「ちえつくプロジェクト」が平成 24年に結成されました。集まったメンバーが一番感じていたことは、「それぞれの知識を持ち寄れば、目の前の暮らしを少しずつ豊かにできるんじゃないか」ということ。定期的に実施している「CHIETUKU 講座」では、地域で暮らし、活躍している人を講師に招き、様々な知恵の共有場となっており、今年で 27 回目を迎えました。

取組の概要

どんな人にも久留米の魅力に触れてもらい、帰ってきたくなるような街にしたいという願いを込めて、「生まれ育った人も初めての人も久留米におかえり」をコンセプトに以下のような取組を行っています。

①トライアルステイ

久留米市の宿泊場所を提供するとともに、地域住民との交流などを通して、久留米での暮らしを体感してもらう短期滞在(4泊5日)の機会を提供しています。平成30年度は、計7組13名の方がトライアルステイを行いました。



希望者には久留米地域の体験ツアーを実施!



リノベーション物件に短期滞在し、久留米の暮らしを体験します。

ここを工夫しました!

トライアルステイの参加者に対し、久留米の暮らしをより身近に感じてもらうため、地域住民との交流会や市内案内を希望制で実施しました。特に市内案内では、参加者が行ってみたい場所を聞き取り、個別ツアーという形で案内する等、参加者のニーズをとらえた工夫を凝らしています。

②移住トークイベント

首都圏在住で久留米市に関心のある方を対象に、久留米及び久留米圏域の暮らしやすさや移住支援策を PR するトークイベントを開催しています。平成30年度は、東京新橋のアンテナショップ「福岡 久留米館」でのクロストークや、実際に久留米近郊の地域に移住した人との交流型トークライブを行う等、首都圏の人と久留米の人とのつながりを作っています。



東京で開催されたクロストークの様子。



写真の切り貼りを使い、端的に地域の紹介を行う等工夫しました。

ここを工夫しました!

- * クロストークでは、ゲストが終始説明する講演会のようなスタイルではなく、ゲストと参加者がテーブルを囲んで語りあう場としました。そうすることで参加者の考えや思いに直接触れることができ、移住に関する知識をより深めてもらえました。
- *参加交流型ライブでは、実際に久留米近郊地域に移住した人をゲストに呼び、移住に関する生の 声を聞くことが出来る場にしました。また、クロストーク同様に意見交換を促すことで、参加者を「聞く」立場から「話す」立場へ変え、全員で移住について考える場にしました。

成果

1トライアルステイ

・平成28年~平成30年度で計17組32名がトライアルステイに参加し、市外在住の人が久留米の魅力に触れる機会につながりました。

②移住トークイベント

・平成27年~平成30年度で164名がトークベントに参加し、首都圏在住の人に久留米 ののことを知ってもらうきっかけとなりました。

今後の展望

暮らしの在り方が多様化する昨今、久留米移住計画における一番の目的は、「どのような暮らしが一番幸せか?」ということを主体的に考えて欲しいということです。久留米という街を起点に、ネットワークをフル活用し、その人に合った暮らしや地域で、主体的な地域暮らしを実現する人の役に立てるよう取り組んで行きます。

協働ポイント・エピソード

協働のきっかけ

移住計画のメンバーが久留米市への移住に関する事業を提案したところ、久留米市でも、移住・定住に関する事業を検討しているところだったため、すぐに話がまとまり、行政と協働で移住促進イベントに取り組むことになりました。

協働のポイント

◆協働していく中で、大事にしていること

行政・NPOがお互い本音ベースで話し合い、何がメリットなのか話し合える関係を築くのが大切です。話しあいを重ねることで、行政と NPO それぞれの強みが共有でき、よりよい事業を行うことが出来るようになります。トークイベントでは、こうした関係づくりを整えていたこともあり、当日運営の指揮を久留米移住計画が行い、行政が日程調整、広報等を担うような体制ができあがりました。

◆NPO から見た協働の心構え

- ・ 自主事業等で力をつけたうえで、組織運営が安定しだしてから協働を始めるのも一つの方法 です。組織基盤を固めておかずに、行政の予算ありきで事業を始めようとなると、お互いが目指 す事業成果を達成できない恐れがあります。
- ・ 行政や事業を行う中で関わる人たちとの出会いを大切にすることが一番重要です。久留米という街を行政の人たちと一緒に PR していくのは誇らしく、喜ばしいことです。 お互いの足りない部分を補うという認識を常に持つこと、「お互いさま」という気持ちで、違いを楽しむことで、自分たちの事業寄りにならずに行政と肩を組んで事業を進めていくことが出来ます。



認知症予防カフェ

協働期間

平成27年1月~(継続中)

協働のパートナー

行政 : 久山町健康福祉課 N P O: NPO 法人やまぼうし

役割分担

行政 : 資金提供、会場の手配、当日立ち

合い、広報

NPO:企画、運営、実施、広報

事業概要

久山町で認知症予防カフェ「わくわく茶わ(和・話・輪)会」を月3回程度開催。抹茶や折り紙のほか、毎回違うプログラム(体操、ギター演奏、講演会、食事等)を行っています。



担当者インタビュー 今任さん×県ボラ

この事業をはじめようと思ったきっかけはなんですか?

私は、水墨画やお茶の習い事をしていましたが、こういった趣味を活用して、地域のために何か還元できないかと思っていました。習い事にきている高齢の方々を眺めていると、とても活き活きされており、「認知症」とは無縁な方がたくさんおられました。

そこからヒントを得て、地域の高齢の方を対象とした認知症予防の取組ができるんじゃないかと思い、 以前からつながりのあった久山町の町職員の方に相談をもちかけたのが始まりでした。

今任さんが日頃から考えていたことが認知症予防力フェ活動の根幹となっているのですね!

町職員の方に相談を持ちかけてどう協働につながったのか教えてください。

町職員の方から、町健康福祉課に「認知症予防の活動」をしたいという提案を持ちかけてくれ、補助金や会場の提供をしてくれるようになりました。もともとやまぼうしは、任意団体で、法人格をもっていませんでしたが、町職員の方のアドバイスにより、2014年に NPO 法人として活動するようになりました。

町職員の働きかけの上で、町とつながったんですね! では、認知症予防力フェの流れを教えてください。

参加者は受付を済ませると、お菓子、お抹茶を楽しみ、血圧測定を行います。数値によっては、その場でアドバイスや声掛けして不安や悩み事を話せる場所となっています。血圧測定が終わると、折り紙を講師と一緒に折ったり、ミニゲーム(オセロやナンプレ等)をしたりして、脳活性化の遊びをしています。プログラムには久山町健康福祉課の職員の方も来ますので、活動内容やスケジュールの相談を行っています。

また、健康のためには体を使った遊びも大切です。3ガの先生を招いて一緒に3ガ体験をしたり、ギターの演奏を聴き、伴奏で大声で歌ったりと、心身共に健康でいられる活動内容を心がけています。皆さんが楽しそうに活動しているのが何より嬉しいですよね。

ひととおりのプログラムが終わると、月3回活動のうち、一度はお昼ごはんを皆で食べます。法人メン バーの中には、調理師がいるので、バランスのとれた食事を提供できるようになっています。大まかな流 れはこのようになります。 様々なエクササイズを通して、高齢者がわきわきあいあいと交流できる雰囲気がとても印象的でした!このプログラムで工夫している所を教えてください。

心がけていることは、考案したアイデアをどんどん取り入れていくということです。プログラムの中で、余った折り紙でオセロをする遊びがあるのですが、これは偶然テレビを観ていた時にヒントを得ました。誰もが知っている遊びなのでプログラムに参加しやすく、また家でも一人で遊ぶことが出来るので、身近なエクササイズにつながったと思います。

また、プログラムに幅を持たせるために、法人内のネットワークを活用して、ギターや茶道の先生にも来てもらったりしています。たくさんのことを体験できるため、参加者の方にもいい刺激になっていますね。

認知症予防のためには、こういったプログラムに継続して参加することがなによりも大切です。そこで、参加者の方が継続的に参加したくなるようにポイントカードを作成しました。継続して参加すると、ポイントが貯まり、一定数貯まると、久山町産の黒米やフィットネス利用券をプレゼントしています。このように継続的に参加できる環境をつくることで、認知症予防も効果的となりますし、共にプログラムに取り組む仲間も増え、健康に良い景品ももらえたりと、良い循環ができていると思います。



様々な趣向を凝らしてプログラムを実施していますね!参加者の方に接する時に心がけている事はありますか?

認知症予防のためのプログラムではありますが、参加者同士の交流やプログラムを楽しんでもらうことを大切にしています。折り紙講座やオセロといった遊びの時には、一方的に講師から教えてもらってこなすのではなく、講師の話を聞きつつも、周りの参加者と会話を楽しんだり、一緒に作業をしながら参加者のペースで、参加してもらえるように気を付けています

また、認知症予防に取り組んでいても、年を重ねていくと、色んな事が出来なくなってしまいます。多くの方がそういったことに不安や焦りを感じますが、これは身体的にも良くありません。プログラム中には「みんな一緒なんだよ、そうやってできなくなっていくことは自然なことなんだよ」ということをさりげなく伝えるようにしています。そうすることで、参加者の方も気負わず、安心して活動ができているように思えます。

効果的な認知症予防のために様々な工夫をされていますね。プログラムをスムーズに進めるためになにか行っていますか?

プログラムを継続させていくためにも行政の協力が必要です。久山町には、スケジュール管理や日程調整、参加者呼び込みの為の有線放送での案内や広報誌掲載を担当してもらい、認知症予防カフェの安定した運営を支えてもらっています。

また、法人内でもそれぞれの役割分担をしています。NPO 法人やまぼうしには、調理師や看護師といったそれぞれ異なる強みをもつメンバーがいます。作っている料理は塩分濃度の調整等、健康に気を使ったメニューになっており、血圧計の測定を看護師が行い、的確なアドバイスをしたりと、プログラムを効果的に実施する体制は整っていると思います。

NPO 法人やまぼうしは「山のように奉仕をしていきましょう」という想いから命名しました。メンバーはそれぞれの得意分野を活かして協力してくれているので、参加を強制するのではなく、休みのメンバーがいてもみんなでカバーし合える体制になっています。





活動を始めて4年目を迎えましたが、今後の展望について教えてください!

今のプログラムの参加者は70~90代の高齢者の方が、20名ほど参加しています。この活動を60代の方にも知ってもらいたいと感じています。そのためにも、行政と連携して広報活動を行っていきたいですし、より参加者が楽しめるプログラムを考案していきたいと考えています。認知症はだれにとっても無縁な話ではありません。だからこそ、認知症を正しく理解し、予防意識を持つことが大切です。「認知症はまだまだ」という意識を少しでも変えていけるように頑張ります!

参考

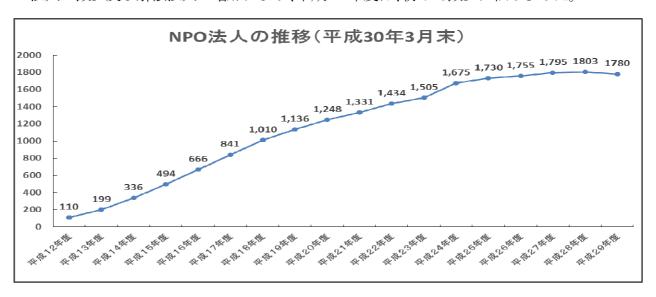
1 福岡県におけるNPO法人の現状

(1) 認証法人数の推移

福岡県内の認証法人数は、1,780 法人(平成30年3月末)であり、全国の法人数51,870(法人)の3.4%を占めています。

都道府県単位で比べると、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、北海道、埼玉県、 千葉県、愛知県に次いで9番目です。

なお、福岡県における認証法人数は、これまで年々増加していましたが、設立 法人の減少及び解散法人の増加により、平成29年度は、初めて減少に転じました。



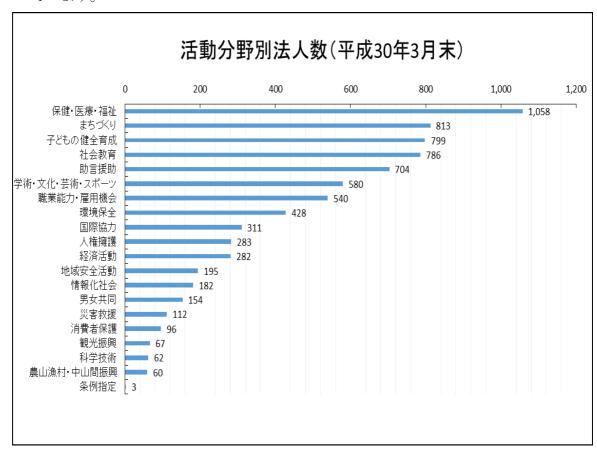
市町村別認証数(平成30年3月末現在)

市町村名	件 数	市町村名	件数	市町村名	件 数	市町村名	件数
福岡市	687	古賀市	17	うきは市	7	遠賀郡岡垣町	4
北九州市	331	那珂川町	17	宮若市	7	田川郡添田町	4
久留米市	122	小郡市	14	糟屋郡志免町	7	築上郡築上町	3
飯塚市	49	福津市	14	鞍手郡小竹町	7	糟屋郡須恵町	2
太宰府市	40	嘉麻市	14	京都郡みやこ町	7	朝倉郡東峰村	2
大牟田市	33	大川市	13	糟屋郡新宮町	6	田川郡福智町	2
大野城市	32	朝倉市	13	鞍手郡鞍手町	6	築上郡吉富町	2
宗像市	30	柳川市	13	京都郡苅田町	6	築上郡上毛町	2
糸島市	29	筑後市	13	糟屋郡篠栗町	5	糟屋郡久山町	1
八女市	27	中間市	12	遠賀郡芦屋町	5	遠賀郡遠賀町	1
筑紫野市	25	田川郡川崎町	11	嘉穂郡桂川町	5	三井郡大刀洗町	1
春日市	23	豊前市	9	八女郡広川町	5	田川郡香春町	1
行橋市	20	朝倉郡筑前町	9	糟屋郡宇美町	4	田川郡大任町	1
田川市	18	みやま市	8	糟屋郡粕屋町	4	田川郡赤村	1
直方市	17	三潴郡大木町	8	遠賀郡水巻町	4	合計	1,780

(2)活動分野

福岡県内の認証法人(1,780 法人)について、活動分野別にみると、「保健、 医療又は福祉の増進を図る活動」を活動目的に掲げる法人が1,058 法人であり、 全体の59.4%を占めています。

そのほか、「まちづくりの推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」を活動目的に掲げる法人がそれぞれ 813 法人 (45.7%)、799 法人 (44.9%) となっています。



- 注)・一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は認証法人数と一致しません。
 - ・「観光の振興を図る活動」及び「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」が平成24年度から追加になりました。

2 調査票

(1)調査依頼文

別紙1のとおり

(2) 記入要領及び記入例

別紙2のとおり

※県、市町村、県警に対して調査を行っており、ここでは参考として、県への調査時に使用したものを掲載しています。

公印省略

29社活第1868号 平成30年3月16日

各部主管課長 各行政委員会事務局長 議会事務局長 教育庁総務課長 企業局長

人づくり・県民生活部社会活動推進課長 (NPO・ボランティアセンター)

NPO・ボランティア団体との協働事業に関する調査について(照会)

本県では、福岡県総合計画において「心のぬくもりと絆を実感できる社会の実現」を目指しており、その取組の一環として、NPO・ボランティア団体と行政、企業など多様な主体が、知恵や力を出し合いともに支えあう「共助社会づくり」を進めています。

つきましては、本県における NPO・ボランティア団体との協働事業の実態を把握するため、 下記について、関係各課及び**出先機関分**を取りまとめの上、回答をお願いします。

なお、該当がない場合もその旨回答願います。

記

1 調査票等

- (1)調査票 ・・・・ 平成29年度 NPO・ボランティア団体との協働事業実績一覧 保存場所「全庁共有ファイル ¥01調査・照会 ¥04人づくり・県民生 活部 ¥20180413(社会活動推進課)協働事業調査」
- (2) 記入要領 … 別添のとおり

2 提出方法

調査票に必要事項を記入の上、「全庁共有ファイル ¥01 調査・照会 ¥04 人づくり・県民 生活部 ¥20180413(社会活動推進課)協働事業調査 ¥保存用フォルダ」に保存してくだ さい。

3 回答期限

平成30年4月13日(金)

- ※ この調査は各市町村にも別途依頼しています。
- ※ 回答いただいた内容は、県のホームページで情報提供します。

社会活動推進課NPO・ボランティアセンター

担 当: <協働班>古薗

T E L:092-631-4415 (内線81-3784)

F A X: 092-631-4413

E-mail: nvc@pref.fukuoka.lg.jp

NPO・ボランティア団体と行政との 協働事業実施状況調査記入要領

1 調査目的

本調査は、福岡県及び県内の自治体におけるNPO・ボランティア団体との協働事業を把握し、今後の協働の促進に向けた施策の参考とするため実施するものです。

2 調査対象

本県とNPO・ボランティア団体とで、平成29年度に実施した協働事業の「実績」

<用語の定義>

○NPO・ボランティア団体

この調査における「NPO・ボランティア団体」とは、ボランティア団体や市民活動団体、特定非営利活動法人等の「自発的・継続的に社会的活動(活動の利益が専ら特定の個人や団体のためではなく、不特定多数の利益の増進に寄与するための活動)を行う営利を目的としない団体」をいい、公益法人等(一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農業協同組合、生活協同組合、共済組合等)を除きます。

〇協働

この調査における「協働」とは、「NPO・ボランティア団体、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること」と定義します。具体的な協働の例については、下記「5協働の形態について」を御参照ください。

3 調査票の記入方法

平成29年3月の調査で御回答いただきました「 $\underline{\text{平成28年度NPO}}$ ・ボランティア団体 との協働事業実績」の内容を入力していますので、「 $\underline{\text{平成29年度}}$ NPO・ボランティア団 体との協働事業実績」について、記入例を御覧の上、

- ① 事業内容に変更がある場合
- … 朱書き訂正を行ってください。
- ② 事業廃止の場合
- … 事業概要以降の行に斜線を引いてください。
- ③ 新たに事業を追加する場合
- ··· <u>朱書きで追加入力</u>してください。
- ※ ③につき、新たな事業に加え、<u>昨年度調査での記入漏れ等の事業がありましたら、是非幅</u> 広に追記ください。
- ※ 「活動分野」と「協働形態」については、裏面以降に掲載している「4 活動分野について」及び「5 協働の形態について」の表を参照していただき、ご記入ください。
- ※「協働実績」については以下に該当する場合に記入ください。
 - →「協働形態」欄にて「協働委託」「補助」「指定管理」を記入した場合
 - →記入内容:「採択団体数」「セミナー・イベント等の開催回数」「のべ参加者数」 「実施費用」「採択件数」等の実績

なお、平成29年度実績集約中などの理由で記入が締切に間に合わない場合は「未」と記入ください。6月頃に改めて確認させていただきます。

※ 協働によって事業目的達成に高い効果があった事業については、「特に効果があった事業」の欄に「○」を入力してください。「○」を入力していただいた事業については、協

働のモデル事業として広報する候補にさせていただきたいので、幅広にご紹介ください。

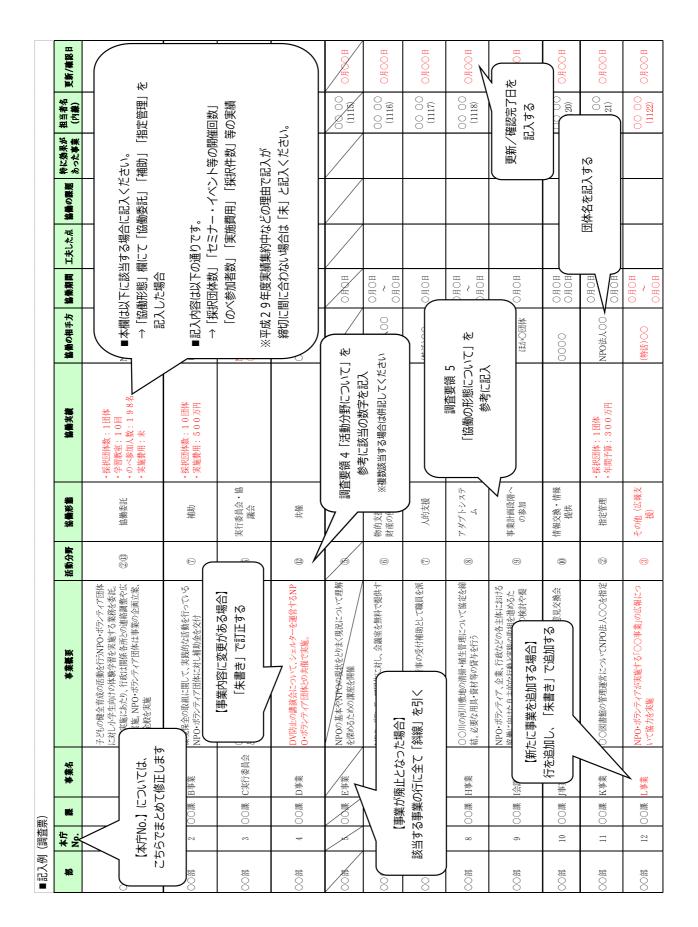
※「記入例」及び「調査票」のファイルは下記に保存しています。 「全庁共有ファイル ¥01 調査・照会 ¥04 人づくり・県民生活部 ¥20180413 (社会活動推 進課)協働事業調査」

4 活動分野について

活動分野	説明
1	保健・医療・福祉の増進
2	社会教育の推進
3	まちづくりの推進
4	観光の振興
5	農山漁村・中山間地域の振興
6	学術・文化・芸術・スポーツの振興
7	環境の保全
8	災害救援
9	地域安全
1 0	人権擁護・平和推進
1 1	国際協力
1 2	男女共同参画社会の形成
1 3	子どもの健全育成
1 4	情報化社会の発展
1 5	科学技術の振興
1 6	経済活動の活性化
1 7	職業能力の開発・雇用機会の拡充
1 8	消費者の保護
1 9	1~18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
2 0	その他

5 協働の形態について

協働形態名	説明	実施例
協働委託	行政がNPO・ボランティア団体に対し 協働になじむ事業を委託する形態	子どもの健全育成の活動を行うNPO・ボランティア団体に対し小学生向けの体験学習を実施する業務を委託。事業実施にあたり、行政は関係各所との連絡調整や広報を実施。NPO・ボランティア団体は事業の企画立案、運営全般を実施。
補助	NPO・ボランティア団体が主体的に行 う事業に対し、その事業等を育成、助長 するため金銭等を交付する形態	NPO・ボランティア団体の事業への経 費助成を行う。
実行委員会・ 協議会	NPO・ボランティア団体と行政で実行 委員会・協議会を組織し、主催者となっ て事業を行う形態	環境啓発に関するイベントの実行委員会 にNPO・ボランティア団体が委員とし て参画する。
共催	NPO・ボランティア団体と行政が主催 者となって共同で一つの事業を行う形態	児童虐待防止の啓発イベントを児童保護 の取組を行うNPO・ボランティア団体 と共催で実施する。
後援	NPO・ボランティア団体が行う事業に対し、行政の後援名義の使用を認めて支援する形態	NPO・ボランティア団体が実施するイベントへの後援を行う。
物的支援 (公の財産 の使用等)	NPO・ボランティア団体に対し、公共 の空き施設を提供することや、活動に必 要な物品や用具等を支援する形態	NPO・ボランティア団体に対し、会議 室の無償貸し出しを行う。
人的支援	NPO・ボランティア団体が行う活動に対し、職員の派遣等を行うことにより支援する形態	NPO・ボランティア団体が主催するフォーラムの受付補助をする。
アダプトシス テム	地域に密着したNPO・ボランティア団体がその地域にある道路や河川などの「里親」となって清掃や植生管理などを行う。行政と協定書を結び、行政は必要な用具の貸与や損害保険の負担、活動団体の掲示などを行う形態	協定を結んだNPO・ボランティア団体 に用具を貸し出し、河川敷地等の清掃を 行ってもらう。
事業計画段階への参加	事業検討の際にNPO・ボランティア団 体から提案を受けるなど県民ニーズや協 働事業に関する意見を求める形態	・審議会等にNPO・ボランティア団体 に参画してもらい意見を求める。・NPO・ボランティア団体からの政策・ 事業提案を募集する。
情報交換 • 情報提供	双方が持っている情報を積極的に提供 し、活用し合う形態	NPO・ボランティア団体との意見交換 会の開催
指定管理	公の施設の管理運営をNPO・ボランティア団体に委ねる形態	体育施設等の指定管理
その他	上記の形態に当てはまらない項目	・NPO・ボランティア団体が主催する イベントの広報協力・ボランティア募集の補助・NPO・ボランティア団体が実施する 事業に対する関係機関との連絡調整



福岡県NPO・ボランティアセンター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階

TEL: 092-631-4411

FAX: 092-631-4413

e-mail: nvc@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料							
分類記号	行政コード						
JB	5200116						
登録年度	登録番号						
30	0002						